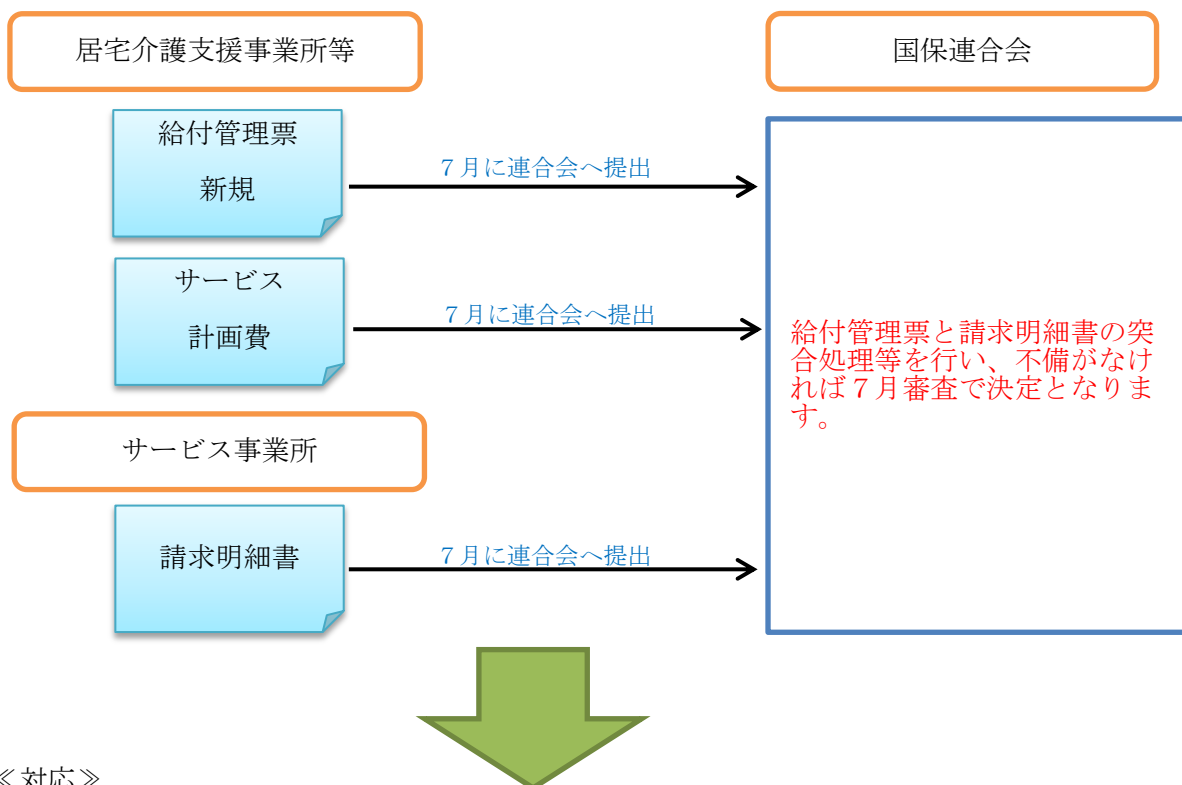


給付管理票作成にかかる留意事項について

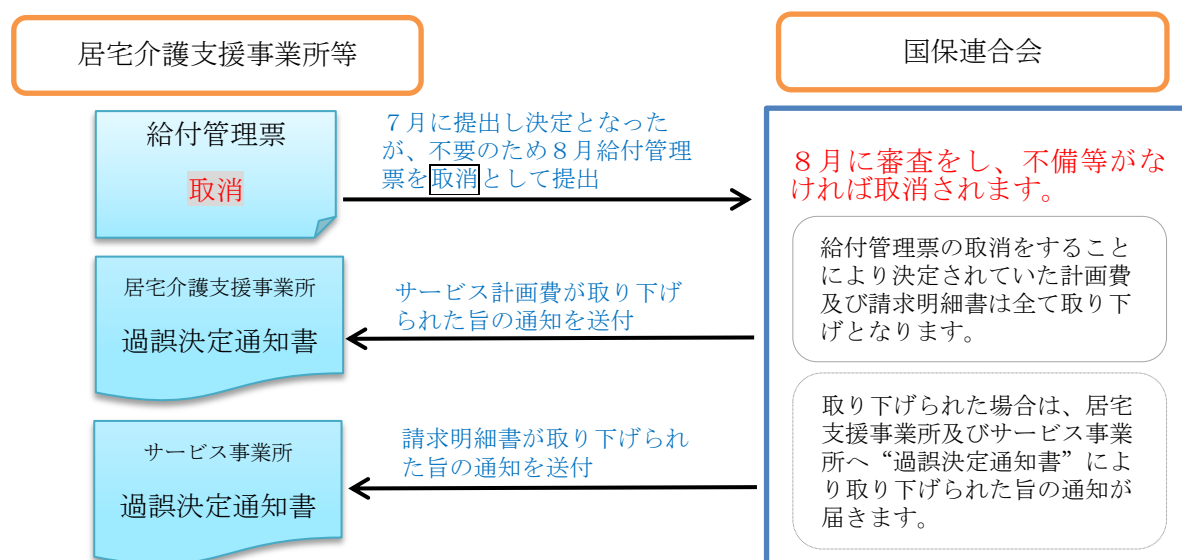
○取消で作成する場合（1度提出して決定された給付管理票を何らかの理由で削除する。）

《請求》

（例）平成27年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出し決定となったが、不要のため8月に取消分として提出する場合。



《対応》



※返戻となっている給付管理票、又は既に取消を行っている給付管理票に対し、取消として再提出した場合は、取消をする実績がありませんので返戻になります。（※返戻：ANN9“給付管理票の作成区分新規での提出が必要”）

※帳票（紙）で提出する場合は、給付管理票の右上に朱書きで「取消」と記載してください。

※給付管理票の取消を行った場合は、決定されていた給付管理票に記載されている全てのサービス明細書が取り下げとなりますのでご注意ください。